

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

高原町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 現況

(1) 高原町

本地域は、宮崎県の西南部に位置し、畜産を主体とする農業生産を展開してきており、今後も畜産を主軸とした農業振興を図る。さらに施設園芸等の導入を推進し、収益性の高い作物の導入、栽培体系の合理化を図りながら複合経営による農家経営の安定を図る。

近年、畜産物や露地野菜など地域資源を活用した農商工連携や6次産業化の取組が盛んになり、「高原」の名前を付した農産物ブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要となっている。

また、担い手への農地利用集積を進めるため、農業用水路や農道等の保全・補修を軽減することや中山間地域等の生産条件が不利な地域においては、この取組を是正することが必要である。

2 目的

1の現況を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	高原町	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、市（町または村）は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。

3 2号事業に取り組む場合の留意事項

別紙参照

- 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項
法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

高原町全域を対象地域とする。

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 高原町長の判断によるもの

緩傾斜農用地

農業従事者の高齢化や後継者不足による厳しい農業情勢を好転させるには集落営農による組織的農業経営が必要不可欠なことから、原則として、本町においては集落営農に参加するものが所有または管理する農用地(田で1/100以上 1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上15度未満)のすべてを対象とする。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは集落内の生産集団等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、土地改良施設担当、法面点検担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

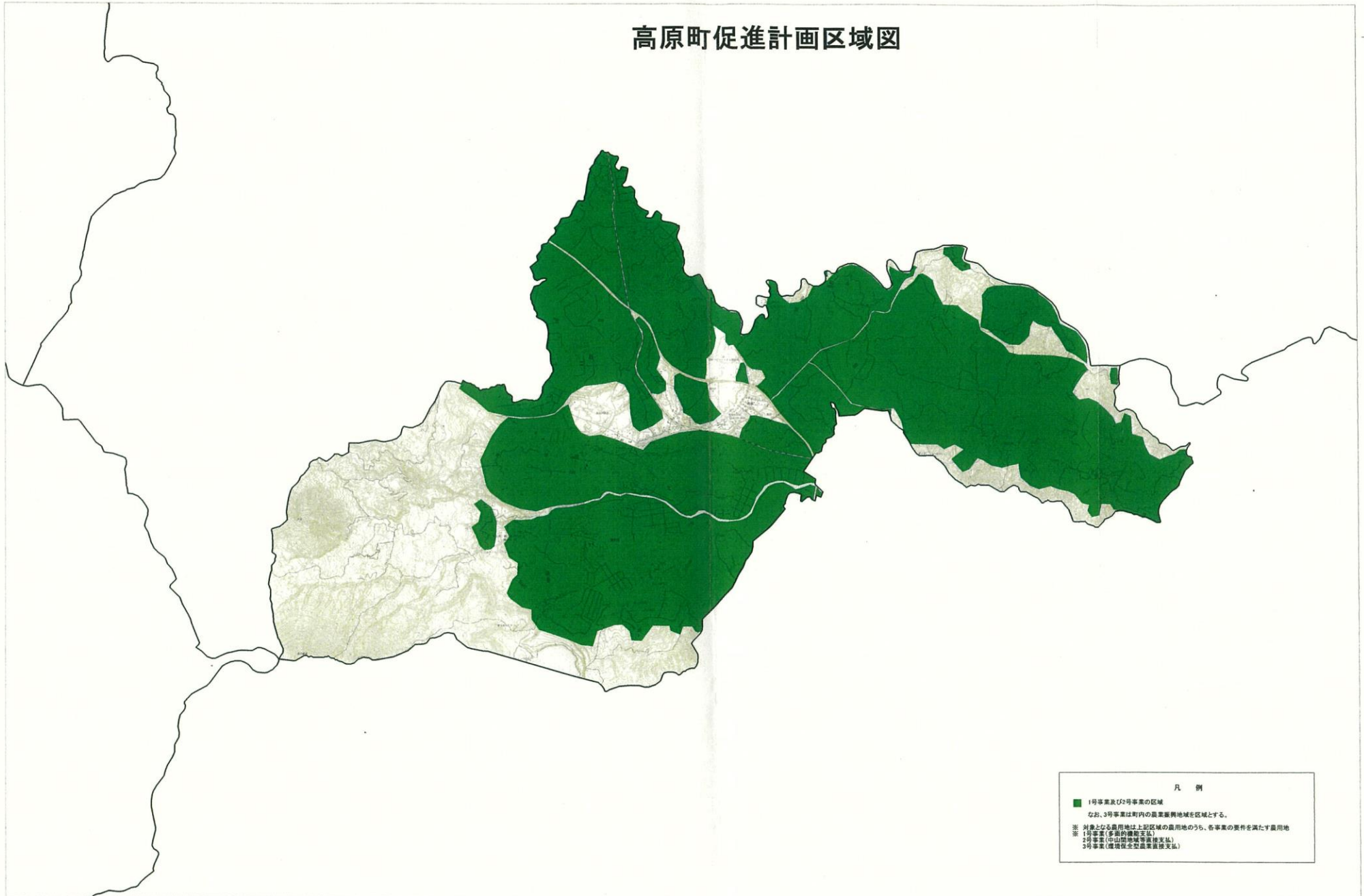
- (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項
 - ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。
なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。
 - イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。
- (3) 集落マスタープラン
 - ア 集落協定の将来像の明確化
集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。
 - イ 具体的活動計画
アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。
- (4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組として活動すべき事項
中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「ネットワーク化活動計画」を作成することをいう。

3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が宮崎県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象としない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準じる者として町長が認定する者とは、次のとおりである。
 - 次に掲げる高原町農業振興方針に定められた者。
 - ア 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体
 - イ 高原町の平均経営規模以上の経営体
 - ウ 農業所得が100万円以上の経営体

高原町促進計画区域図



凡 例

■ 1号事業及び2号事業の区域
なお、3号事業は町内の農業振興地域を区域とする。

※ 対象となる農用地は上記区域の農用地のうち、各事業の要件を満たす農用地

※ 1号事業(多面的機能支払)
2号事業(中山間地域等直接支払)
3号事業(環境保全型農業直接支払)